

院 内 掲 示

○ 入院基本料

当院は、厚生労働大臣の定める施設基準による有床診療所入院基本料1を行っている保険医療機関です。当院には、看護職員が10名以上勤務しています。

○ 入院時食事療養（I）

当院は、厚生労働大臣の定める基準による食事の提供を行っている保険医療機関です。患者様の年齢・病状によって適切な栄養量及び内容の食事療養が適時(夕食については午後6時以降)に、かつ適温で行われています。なお当院は管理栄養士によって管理された食事を提供しております。

○ 特別の療養環境室に関する事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準による特別の療養環境の提供を行っている保険医療機関です。なお、各室の室料差額は下記の通りになっています。入室を希望される方はご相談下さい。

特別室（301号）	日額	5,000円
302～306号	日額	4,000円
312～316号	日額	2,000円

○ 院内感染防止対策

当院は、厚生労働大臣の定める基準による院内感染防止対策について、十分な設備と体制を整備した保険医療機関です。

○ 医療安全管理対策

当院は、厚生労働大臣の定める基準による医療安全管理対策について、十分な設備と体制を整備した保険医療機関です。

○ 補創対策

当院は、厚生労働大臣の定める基準による補創対策について、十分な設備と体制を整備した保険医療機関です。

○ 時間外診療

緊急の必要性はないが、患者の自己の都合により、当院の表示診療時間内に診療を受けられない場合、患者の希望により保険点数の時間外加算に相当する額（時間外850円、休日2,500円、深夜4,800円）の徴収が認められることになりました。

○ 保険外負担に関する事項

当院は、以下の項目について、その使用料、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

プリペイドカード（テレビ（890分）・電話	1枚	1000円
理髪代	毛剃り	1000円
	カット	1500円
	カット+毛剃り	2000円
浴衣（L）	1枚	1840円
浴衣（L L）	1枚	2150円
エンゼルケア		11000円

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての実費や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は法令により認められておりませんので、負担をお願いすることはありません。

○ 自立支援医療

当院は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定により更生医療を担当する医療機関（腎臓に関する医療）として、認定を受けています。

なお、詳細は窓口でご相談下さい。

四万十市右山天神町10番12号
医療法人 島津会 幡多クリニック
管理者 酉家 賢一
TEL 34-6211